



定期監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第9項の規定により、令和5年度に執行した監査の結果を次のとおり公表する。

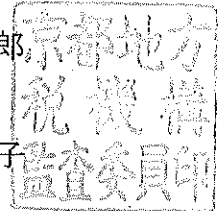
令和6年2月7日

京都地方税機構監査委員

瀬野 淳 郎

同

山内 実貴子



なお、監査執行者は次のとおりである。

監査委員	執行期間
瀬野 淳郎	令和5年11月7日から令和6年1月12日まで
山内 美貴子	令和5年11月7日から令和6年1月12日まで

令和5年度

京都地方税機構
定期監査結果報告書

京都地方税機構監査委員

令和5年度京都地方税機構定期監査結果報告書

1 監査の対象

令和5年度における定期監査については、京都地方税機構（以下、「機構」という。）の全所属、事務局3課、9地方事務所及び自動車関係税申告受付センターの計13箇所について監査を執行した。

2 監査の期間

事務局総務課、業務課及び法人税務課	令和5年12月11日、13日、15日及び 令和6年1月12日
京都東地方事務所	令和5年12月6日
京都西地方事務所	令和5年11月15日
京都南地方事務所	令和5年12月8日
相楽地方事務所	令和5年11月28日
山城中部地方事務所	令和5年11月30日
乙訓地方事務所	令和5年11月17日
中部地方事務所	令和5年11月24日
中丹地方事務所	令和5年11月10日
丹後地方事務所	令和5年11月7日
自動車関係税申告受付センター	令和5年11月21日

3 監査の範囲

令和4年度及び監査執行日までに執行された令和5年度分の財務並びに滞納整理事務等の執行を対象とした。

4 監査の方法

監査に当たっては、財務及び事務の執行が法令等に基づいて適正に行われているか、また、その事務処理が、納税者の利便性向上や業務の効率化を図るとともに、公平・公正な税業務の一層の推進を図るようになされているかについて、所属長等から説明聴取を実施するとともに、関係書類等の調査を実施した。

監査の執行に際しては、監査対象機関に出向き、関係資料や事務の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する実地監査により行った。

5 監査実施上の重点項目

- (1) 予算の執行は、計画的かつ適正に行われているか。
- (2) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (3) 契約事務は適正に行われているか。
- (4) 財産の取得、管理及び処分の手続きは適正に行われているか。
- (5) 各種の帳簿、各種の証拠書類の整理保存等は、適正に行われているか。
- (6) 滞納整理事務は適正に行われているか。
- (7) 法人関係税課税事務は適正に行われているか。
- (8) 自動車関係税課税事務は適正に行われているか。
- (9) 固定資産税（償却資産）課税事務は適正に行われているか。
- (10) 社会情勢に照らし、適切な事業運営がなされているか。

6 監査の結果

監査対象機関における事務の執行について、概ね適正に行われていた。

7 要 望

機構は、納税者の利便性向上や公平・公正な税業務の推進、そして業務の効率化を図ることを目指しこれまで業務に取り組んできたが、その中で事務を適正かつ厳格に行うことは当然重要である。

今回の監査においては、改善を要する事項はなかったが、住民・納税者に信頼されるためには、引き続き、適正な事務の執行を徹底することが必要である。

また、今後も、徴収業務に当たっては、納税者の実情について把握しつつ、関係法令等に基づき納税者に丁寧に説明し適正に対応することで、公平・公正な税務行政をなお一層推進していただきたい。

あわせて、情報セキュリティの確保について十分考慮しながら、キャッシュレス納付や関係機関への照会の電子化など税務行政のデジタル化の流れに対応し、納税者の利便性向上と業務の効率化に努めていただきたい。